

南砺市の個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度

(1) 目的

南砺市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第1条において、南砺市の個人情報保護制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、市の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 対象となる「個人情報」

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

また、個人情報のうち、個人番号をその内容に含むものを「特定個人情報」といい、これも対象に含まれます。

(3) 実施機関

個人情報保護を実施する機関は、次のとおりです。

- ①市長 ②教育委員会 ③選挙管理委員会 ④公平委員会 ⑤監査委員
⑥農業委員会 ⑦固定資産評価審査委員会 ⑧議会

2 個人情報を取り扱う市の責務

条例は「個人情報を取り扱う市の責務」及び「開示請求等の市民の権利」の大きく2つの柱からなっています。このうち、「個人情報を取り扱う市の責務」については以下のとおり実施機関における個人情報の適正な取扱いに対するルールを定めています。

(1) 保有の制限

個人情報を保有するに当たっては、所掌事務の遂行に必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定しなければなりません。また、利用目的の範囲を超えて保有してはなりません。

(2) 取得の制限

- ・個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければなりません。

- ・ 個人情報是一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として本人から取得しなければならないこと及び思想、信条又は信教に関する個人情報等は取得しないことを定めています。
- ・ 本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(3) 正確性の確保、安全確保の措置

- ・ 個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。
- ・ 個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止等適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(4) 委託等に伴う措置

個人情報の取扱いを委託又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる際には、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

「個人情報の保護に必要な措置」としては、受託者又は指定管理者として信頼できる者を選定すること、契約書等又は協定書等に受託者又は指定管理者が遵守すべき事項を明記することなどが挙げられます。

委託契約又は指定管理者の指定に当たっては、当該受託者又は指定管理者が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう契約又は協定を取り交わすこととなりますが、当該措置を講ずることを怠り、個人情報の漏えい、滅失若しくは損傷があったとき、又は著しく不適正な個人情報の取扱いがあったときは受託者又は指定管理者の名称等を公表することができることを当該契約又は協定に定めることとされています。

(5) 目的外利用・提供の制限

保有個人情報、保有特定個人情報及び特定個人情報は、一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないことを定めています。

(6) オンライン結合による提供制限

オンライン結合（※）による個人情報の提供は、一定の例外事項に該当する場合を除き原則行わないことを定めています。

※オンライン結合…実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の国、市町村等が管理する電子計算機やその端末機等の機器とを電気通信回線を用いて接続すること。

(7) 個人情報取扱事務の登録・閲覧

個人情報取扱事務（個人の氏名その他の記述等により個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務）は登録し、閲覧に供しなければなりません。

個人情報取扱事務登録簿は、情報公開窓口（総務課）か行政センターの情報公開コーナーで閲覧できます。

3 開示、訂正及び利用停止

条例のもう一つの柱である「開示請求等の市民の権利」については、以下のとおり開示、訂正及び利用停止の手続きについて定めています。

（1）開示、訂正及び利用停止請求権

- ・ 何人も実施機関に対し、自己の保有個人情報の開示を請求できます。
- ・ 何人も開示をされた自己の保有個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できます。
- ・ 何人も開示をされた自己の保有個人情報が、保有、取得、利用・提供の制限に違反して取扱われていると思うときは、利用停止（利用の停止・消去又は提供の停止）を請求できます。

そのほか、

- ・ 未成年者又は成年被後見人の保有個人情報について、その法定代理人に本人に代わる開示、訂正及び利用停止請求権を認めています。
- ・ 死者の保有個人情報について、一定の範囲の遺族から開示、訂正及び利用停止請求権を認めています。

請求できる遺族の範囲

- ①配偶者
- ②子及び父母
- ③2親等の血族又は1親等の姻族である者（①・②の者がいないときに限る。）
- ・ 本人の委任を受けた代理人は、保有特定個人情報に限り、本人に代わる開示、訂正及び利用停止請求権を認めています。

（2）非開示情報

実施機関が保有している保有個人情報は開示することが原則ですが、次の情報については例外的に開示されないこととなります。

- ①法令秘情報（法令等で公にすることができないと認められる情報）
- ②本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ③開示請求者以外の個人情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報）
- ④法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など）

- ⑤公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報）
- ⑥審議、検討等情報（市や国などの内部又は相互間での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑦行政運営情報（市や国などが行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）
- ⑧死者以外の者に開示することが社会通念上適切でない情報（開示することにより死者の名譽を損なうおそれがあると認められる情報など）

（3）開示請求の方法

開示請求は、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口（総務課）か行政センターに提出して行います。原則として本人に限り請求が認められている制度なので、請求の際には本人であることを証明する書類（運転免許証など）が必要です。

（4）簡易開示制度

各種試験等の結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行い得るもので、開示請求に対し直ちに開示を実施することができる保有個人情報については、開示請求者の負担を軽減するとともに、事務の効率的な運用を図るため、通常の開示の請求、開示の決定及び実施の手続の例外として、簡易な方法で開示の請求ができ、実施機関も簡易な手続で開示の実施ができる制度を設けています。

（5）法令等との調整

法令等が開示を認める規定はあるが訂正、利用停止が規定されていないときは、当該法令等に反しない限り、本条例に基づき訂正請求、利用停止請求ができます。

4 審査会

請求者が実施機関の非開示決定等、非訂正決定等又は非利用停止決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があった場合、原則として審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求について裁決を行います。

審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設定された附属機関で、学識経験者5人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

5 出資法人等の個人情報保護

出資法人等（市の出資割合が50%以上の法人、市から一会計年度において1,000万円以上の補助金等を受けている団体など）についてもこの条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めます。また、市長は当該出資法人等に対して

指導に努めます。

6 罰則

実施機関における個人情報の適正な取扱いとこれに対する市民の信頼を確保するため、実施機関の職員等による個人情報の漏えい等に対する罰則規定を設けています。

【主な罰則規定】

主体	対象情報	行為	量刑
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関の職員又は職員であった者 ・ 受託事務に従事している者又は従事していた者 	個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であり、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（複製又は加工したものを含む。）	正当な理由が無いのに提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	事務に関して知り得た保有個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	
偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受け、又は第25条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者			5万円以下の過料